

滞在先での不在者投票の流れ

1. あさぎり町選挙管理委員会に投票用紙等を請求します。
※請求の際は投票用紙等請求書兼宣誓書をお出しください。
2. 投票用紙、投票用封筒(外封筒・内封筒)、不在者投票証明書をあさぎり町選挙管理委員会から郵送します。

3. 送られてきた投票用紙等を持って、滞在先の市区町村選挙管理委員会へ行きます。

※送られてきた投票用紙等は、事前に記入などはせずに、そのままの状態で滞在先の市区町村選挙管理委員会にお持ちください。投票用紙に事前に記入をすると無効となります。

※特に、不在者投票証明書の入っている封筒は、絶対に開封しないでください。

4. 滞在先の市区町村選挙管理委員会の立会いのもとで投票を行います。

投票期間

公示日の翌日から選挙期日の前日までの間で、滞在先の市区町村選挙管理委員会の執務時間中

- ・衆議院議員総選挙：1月28日（水）～2月7日（土）の間
- ・最高裁判所裁判官国民審査：2月1日（日）～2月7日（土）の間

投票場所

通常はその市区町村選挙管理委員会事務局の事務室内になります。支所等では受け付けていない市区町村がありますので、ご注意ください。

不在者投票のできる日時や場所等について、あらかじめ滞在先の市区町村選挙管理委員会をご確認ください。

ご不明な点はあさぎり町選挙管理委員会 電話 0966-45-1111

〒868-0408 あさぎり町免田東 1199 番地